

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、取締役会の活性化と監査役会の機能強化及び内部監査の充実を通じ、経営の効率性、透明性、健全性を高め、企業価値の継続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】[更新](#)

【補充原則1－2－2】招集通知の早期発送、発送前のウェブサイト掲載

当社は、法令の定める総会日の2週間前の日に株主総会招集通知を発送しておりましたが、株主の総会議案の十分な検討に資するべく、監査・印刷等の事務日程の制約の下、情報の正確性を担保しつつ、株主総会招集通知の早期発送に努めるものとします。

なお、当社では招集通知に記載する情報を招集通知発送前に、TDnetや自社のウェブサイトにより電子的に公表しております。

【補充原則1－2－4】議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳

機関投資家、海外投資家を含め株主が議決権行使しやすい環境を整備することは必要と認識しておりますが、当社における海外投資家の比率は高くなく、議決権電子行使プラットフォームの利用及び招集通知の英訳については実施しておりません。今後につきましては海外投資家の比率等に留意しながら引き続き検討してまいります。

【補充原則3－1－2】英文での情報開示・提供

当社における海外投資家の比率は高くなく、英語での情報の開示・提供は実施しておりません。今後につきましては海外投資家の比率等に留意しながら引き続き検討してまいります。

【原則4－8】独立社外取締役の有効な活用

当社は、独立社外取締役を1名選任しており、独立した立場から助言・監督を受けているため、独立社外取締役としての役割・責務を果たされていると理解しています。したがって、直ちに複数名の独立社外取締役を選任しなければ独立社外取締役の有効な活用をなし得ないとは考えておりません。もっとも、複数名の独立社外取締役を選任することの要否につきましては、取締役会の果たすべき役割・責務とあわせて、引き続き検討してまいります。

【補充原則4－10－1】指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言

当社は監査役会設置会社であります。独立社外取締役は取締役会の過半数に達しておりません。取締役会等で指名・報酬等の重要な事項を検討するにあたり、現在は独立社外取締役の関与・助言を得ておりませんが、今後独立社外取締役から適切な関与・助言を得る体制を整備することを検討してまいります。

【補充原則4－11－3】取締役会全体の実効性の分析・評価

取締役会の実効性の分析・評価につきましては、相応の準備期間を要するため、現時点において実施しておりません。今後、取締役会の機能を向上させる観点から、分析・評価の方法を含め検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】[更新](#)

【原則1－4】いわゆる政策保有株式

上場株式の政策保有に関する方針

当社は、グループにおける業務遂行上の関係強化及び情報収集を目的として上場株式を保有する場合があります。当該株式については、個別銘柄毎に定期的、継続的に取締役会で検証を行っており、保有する意義の乏しい銘柄については、株価や市場動向を考慮の上、売却する方針としております。

政策保有株式に係る議決権の行使基準

議決権の行使については、保有銘柄及び当社グループの中長期的な企業価値向上に資するか否か等の視点を踏まえ、総合的に賛否を判断し議決権行使を行います。

【原則1－7】関連当事者間の取引

当社は、取締役が会社法に定める利益相反取引を行う場合は、取締役会の承認決議を要する旨を取締役会規程に定めております。また、関連当事者との取引を適切に牽制することを目的として、関連当事者取引管理規程を制定しているほか、取引状況について必要な報告を行い、継続取引については取引条件の妥当性を毎年取締役会で確認の上、必要な場合改めて承認しております。また、監査役会は、取締役と会社との間の利益相反取引の調査を監査項目としております。

【原則3－1】情報開示の充実

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「信頼と安心を通じ豊かなカーライフの創造」を基本理念に、国産新車・中古車から欧米有名ブランド車の販売に至るまで取扱ブランドの拡大や店舗網の拡充等を通じ、一貫してお客様への自動車販売をコアビジネスと位置づけて、事業活動を行っております。

また、平成27年～平成29年度を計画期間とする中期経営計画を策定し、下記のURLに開示しております。

<http://www.ku-hd.com/topics/pdf/tyuukei150514.pdf>

(2)コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

上記「1. 基本的な考え方」に記載のとおりであります。

(3) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

経営陣幹部・取締役の報酬は固定報酬及び業績連動報酬並びに株式報酬で構成しております。これらの報酬は、株主総会で承認された範囲内で、各役位及び当社グループの業績並びに貢献度等を勘案して取締役会で審議の上、決定しております。

(4) 経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっては、株主からの経営の委任に応え経営に関する豊富な経験と高い識見を有し、取締役の職務と責任を全うできる人材を候補者として選定する方針です。取締役会で審議の上、候補者を決定しております。また、監査役候補の指名は、監査役会の同意を得た上で、取締役会で審議し、候補者を決定しております。

(5) 個々の選任・指名についての説明

社外役員については、個々の選任理由を株主総会参考書類及び本報告書に記載しております。取締役・監査役の選任・指名については、有価証券報告書及び株主総会招集ご通知に個人別の経歴を示しております。

【補充原則4-1-1】経営陣に対する委任の範囲

当社の取締役会は、会社法並びに定款及び取締役会規程に定める事項について報告を受け、審議・決定しております。また、監督と執行を分離し、適切かつ迅速な業務執行を行うために職務権限規程を定め、法令・定款に定めるほか、主として、グループの経営基本方針にかかる事項、経営管理にかかる事項等の持株会社としての重要な業務執行等については取締役会付議事項とし、その他の事項につき経営陣に委任しております。

【原則4-9】独立社外取締役の独立性判断基準及び資質

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を充足するほか、当社の経営に対し率直かつ建設的に助言し監督できる高い専門性と豊富な経験を持ち、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物を社外取締役候補者として選任してまいります。

【補充原則4-11-1】取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方

当社取締役会は、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上のため、事業会社の社長及び社長経験者並びに管理部門経験者等を構成員とすることにより専門知識・経験を豊富に有する人材を確保する一方、独立社外取締役を構成員とすることにより公正性・客觀性を担保し、また、経営課題に対して迅速かつ適切に対処するため、効果的かつ効率的に審議をなし得る適切な員数にとどめる方針としており、そのような方針に沿って選定された候補者につき、取締役会で審議の上、決定しております。

【補充原則4-11-2】役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況

当社の取締役・監査役は、いずれも上場会社の役員を兼任しておりません。その他の会社の兼任状況につきましては、有価証券報告書「役員の状況」に記載のとおりであります。

【補充原則4-14-2】取締役・監査役のトレーニングの方針

当社は、新任役員の就任時に当該役員の経歴に応じて当社の事業・財務・組織等につき必要な情報提供を行うとともに、当社の費用負担にて役員の役割・責務につき講演会・第三者機関による研修の機会を提供して継続的に取締役・監査役のトレーニングを実施しております。

【原則5-1】株主との建設的な対話に関する方針

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針

当社取締役会は、株主総会以外の場における株主との間の建設的対話をを行い、もって当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上に資するため、以下のとおり、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みを行う方針です。

(1) 株主からの面談による対話の申入れについては、総合企画部が所管し、経営陣と連携の上、申入れの趣旨等を総合的に勘案し合理的な範囲で総合企画部担当役員を含めた経営幹部又は取締役が対応するものとします。

(2) 総合企画部は、決算等の開示・株主又は投資家への説明につき、関係各部署とそれぞれの専門的見地に基づく意見を交換するなどして連携し、株主との建設的な対話を支援いたします。

(3) 当社は、株主に対して当社ホームページ上にて情報開示等を行い、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただくよう活動をしております。

(4) 株主との対話の結果につきましては、必要に応じ経営陣が共有し、当社経営のレビュー等に積極的に活用しております。

(5) 株主との対話にあたっては、インサイダー情報の管理に留意し、内部情報管理規程に則って対応しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社ヤマサン	11,884,888	26.93
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,754,080	6.24
東京海上日動火災保険株式会社	2,032,800	4.60
井上 順子	1,284,704	2.91
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND(PRINCIPAL ALL SECTOR SUPPORTFOLIO)	924,800	2.09
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	726,400	1.64
井上 恵博	629,120	1.42
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505224	600,000	1.35
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	590,000	1.33
三井住友海上火災保険株式会社	508,200	1.15

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
細野 保	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d,e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細野 保	○	—	経営者としての豊富な経験と高い識見を有しており、その経験・識見を当社の経営に反映するために選任したものです。 また、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断されたため、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
------------	--------

定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 [更新](#)

当社は、業務執行部門から独立した組織として内部監査室を設置しており、専任スタッフ3名がグループ各社を監査するほか、財務報告に係る内部統制の有効性評価を実施しております。内部監査室は、内部監査の結果及び財務報告に係る有効性評価の結果を監査役に対して定期的に報告を行い、情報の交換・共有を図っております。
監査役は、会計監査人の監査の基本方針、重点監査事項等を記した監査計画書に基づき様々な意見交換を行い監査の効率化と監査品質の向上に努めております。また、内部監査室、会計監査人と緊密な連携を保つため、定期的に会合を開催するなど積極的に情報交換・意見交換を行い、監査の品質向上と監査の効率性を高めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
細野 泰司	他の会社の出身者													
竹生田 尚重	他の会社の出身者													
浅野 雅雄	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
細野 泰司	○	—	企業経営者としての幅広い経験と知見に基づき、独立した客観的な立場から経営に対する監督とチェック機能を期待し選任しました。 また、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しました。
竹生田 尚重	○	—	他社での取締役としての経験を活かし、業務全般にわたる助言を期待し選任しました。 また、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しました。
浅野 雅雄	○	—	銀行業務に加え他社での経理・財務担当役員としての経験から、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、また、他社での取締役としての経験を活かし、業務全般にわたる助言を期待し選任しました。

また、一般株主と利益相反を生じるおそれがないと判断されるため、独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
--	-----------------------------

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当事業年度の会社業績等を勘案した業績連動型報酬制度を導入しております。

また、業績向上への意欲や士気を高めるとともに優秀な人材を確保することを目的として、当社取締役及び当社子会社の取締役並びに従業員に対し新株予約権を発行しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、子会社の取締役、子会社の従業員
-----------------	-----------------------

該当項目に関する補足説明

行使権利が失効していない対象者であります。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
-----------------	-------------

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上の者は、有価証券報告書において個別開示を行っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬については、株主総会において承認された限度額の範囲内で、各役位及び当社グループの業績並びに貢献度等を勘案して決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役については、その職務を補助する兼任の使用人を置き、十分な情報の提供を行うとともに取締役および社内監査役と円滑な情報交換や緊密な連携を可能としております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

取締役会は、毎月1回開催するほか、必要に応じて随時開催しております。取締役会は9名の取締役(男性9名)で構成されており、うち1名は独立役員に指定された社外取締役であります。取締役会は法令で定められた事項やグループの経営方針や経営戦略その他の経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行部門を監督しております。

また、当社は、純粹持株会社としてグループの経営戦略及び事業の監督を行い、事業会社は事業に専念することにより、監督と事業を分離しグループのガバナンス体制の強化を図るとともに、役割分担と責任・権限を明確にし、それぞれの機能の専門性を高める体制を構築しております。

監査役会は4名の監査役(男性4名)で構成され、うち3名は独立役員に指定された社外監査役であります。監査役会は原則毎月1回開催し、重要な事項の報告や決議を行っております。また常勤監査役は、監査役会や取締役会のほか、営業会議等主要な会議に出席し、取締役の職務の執行が法令・定款に違反していないかチェック出来る体制を採っております。

内部監査は、業務執行部門から独立した内部監査室によって行なっております。内部監査室は3名(男性2名、女性1名)で構成され、監査役会ならびに会計監査人と連携し子会社を含むグループ全社の監査を行っております。

会計監査は、有限責任あずさ監査法人と契約しております。監査業務を遂行する公認会計士は、野島透氏および越智一成氏であります。また、その補助者は、公認会計士8名、その他16名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会の活性化、監査役(会)の機能強化及び積極的な情報開示等を通じ、ガバナンスの向上に取り組んでおります。更に独立役員に指定した社外取締役1名および社外監査役3名が、公正かつ客観的な視点で経営を監督する体制を採用しており、コーポレートガバナンス体制は適切に機能しているものと考えております。

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明	
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の集中日を回避して総会日時を決定しております。
その他	当社ホームページへの招集通知の掲載を行っております。 http://www.ku-hd.com/ir/index6.html

2. IRに関する活動状況

補足説明		代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の情報開示に対する基本的な考え方として制定し、公表しております。	
IR資料のホームページ掲載	決算短信、事業報告、決算情報以外の適時開示資料、その他の情報を、HPに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総合企画部が担当しております。	
その他	アナリスト・機関投資家向けに説明を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明	
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ケーユーグループ企業行動規範において、活力ある発展と企業価値の向上を通じステークホルダーの期待に応える旨を定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を次のとおり定めております。当社取締役会は、本方針について適宜見直しを行い継続的な改善を図ってまいります。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、グループ各社の全ての役職員が守るべき企業行動規範を定め、法令遵守精神の涵養と企業倫理の確立を図り、公正で透明な企業風土の構築に努めてまいります。また、コンプライアンス規程に基づき、各職制や研修等を通じ指導教育を実施し、役職員の職務の執行が法令および定款に適合する体制の整備を行います。

取締役を委員長とするコンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、グループ各社のコンプライアンス問題を一元的に管理するとともに、内部通報制度を設け、コンプライアンス上の問題に係る情報を、全ての役職員から広く収集いたします。

内部監査室は、監査役会と連携し、グループ各社について法令等の遵守状況を定期的に監査を行い、その結果を取締役会に報告いたします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役会等重要な会議の審議経過や意思決定の記録、重要事項に係る稟議書、重要な契約書等、取締役の職務執行に係る情報につきましては、法令および社内規程に基づき保存することといたします。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ会社を含む全社的なリスクを把握・評価し適切な対応を行うために、リスク管理規程に基づきリスク管理体制の整備を図ります。またリスク管理の実効性確保のため、コンプライアンス・リスク管理委員会を設け、取締役をリスク管理総括責任者に任命し、グループのリスク管理の一元化を図ります。

リスク管理総括責任者は、全社的なリスクの管理状況を把握し、適宜(緊急の場合は直ちに)社長および必要に応じ取締役会に報告を行うとともに、必要な対策や予防措置を検討するものといたします。また災害を始めとする不測の事態に対しては、緊急事態対策規程に則り迅速かつ適切な対応により損失の極小化を図る体制を整備いたします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

当社は、執行役員制度を導入し、監督と執行の分離による取締役会の意思決定機能および監督機能の強化を図りつつ、業務執行にかかる責任を明確化しております。さらに、職務権限規程を定め、重要性に応じ、取締役会を含めた適切な機関において意思決定を行うものとし、他方、職務分掌規程を定め、業務の執行を適切に分担することといたします。

業務の運営および進捗状況の管理につきましては、毎年取締役会の決議を経て策定する年度計画(予算)に基づき、各部門に明確な目標を設定し、取締役会がその進捗管理を行い、内部監査の結果とあわせ定期的に業務運営状況を検証します。

5. 当該株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、持株会社としてグループ各社の業務運営を管理監督とともに、全体最適の観点から必要な経営資源の配分を行い、グループ各社の業務の適正を確保するための体制整備を行います。

当社の社長および取締役の多くは、グループ各社の取締役を兼務しており、グループ各社の運営を監視・監督しております。

当社の常勤監査役は、グループ各社の監査役を兼務しているほか、内部監査室が定期的にグループ各社を監査する等グループの業務の適正を確保する体制を整備いたします。

また当社グループは、財務報告の信頼性を確保するための統制の強化と、財務報告に係る内部統制の評価基準に則り、公正妥当な評価を行う体制の整備を図ります。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項および当該使用者の取締役会からの独立性に関する事項ならびに当該使用者に対する指示の実効性確保に関する事項

監査役の職務を補助する組織として監査役会事務局を設置し、監査役の職務を補助する使用者を他部署との兼務で配置しております。

当該使用者の人事考課および人事異動に関しては、監査役会の意見を聴取することといたします。また、監査役が職務の執行にあたり当該使用者に対し指示を行った場合は、当該使用者はその指揮命令権に従うものとします。

7. 当社および子会社の取締役および使用者が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制ならびに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役は、会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に当該事実を報告いたします。常勤監査役は、グループ各社の監査役を兼務しており、各社の取締役会のほか営業会議等主要な会議に出席し、重要な意思決定の過程および業務の進捗状況について報告を受ける体制といたします。

また監査役は、業務執行に係る重要な文書および稟議書等を閲覧し、必要に応じ取締役または使用者にその説明を求めることがあります。

内部通報規程により、当社グループの役職員に対し社内規則や法令等に違反する行為を知ったときは、直ちに通報する義務を負わせる一方、通報者に対する保護と報復行為の禁止を定めています。

8. その他監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

監査役は、会計監査人から会計監査についての説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行います。また内部監査人とも密接な連携を保ち、監査役の監査の実効性を高めることといたします。

また、監査役がその職務執行について生ずる費用または債務の処理について、監査役の職務の執行に必要ないと証明された場合を除き、速やかに費用等を支払うものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、グループ各社の全ての役職員が守るべき企業行動規範に則り、社会秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人・団体には断固たる態度で臨むことを基本方針としております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

企業行動規範のほか、反社会的勢力との対応を定めた規程、マニュアルを整備し全ての役職員に周知徹底しております。また、反社会的勢力対応の総括責任者として不当要求防止責任者を定め、所轄の警察や暴力団追放運動推進センターとの連携、情報交換を行っております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

投資家が当社への投資価値を的確に判断するために必要な会社情報を適時適切に開示することを基本方針として「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、情報の開示に努めてまいります。

ディスクロージャー・ポリシー

- 当社は、株主・投資家、地域社会を始めとするあらゆるステークホルダーの当社に対する理解を促進し、その適正な評価のために、重要な情報（財務的・社会的・環境的側面の情報を含む。）の公正かつ適時・適切な開示を行います。
- 当社は、金融商品取引法、その他の法令及び当社の有価証券を上場している証券取引所の規則を遵守します。
- 当社は、内容的にも時間的にも公平な開示に努めます。
- 当社は、説明会、インターネット、各種印刷物を始めとするさまざまな情報伝達手段を活用し、より多くの投資家の皆様にわかりやすい開示を行うよう努めます。
- 当社は、情報開示にあたって、常に証券市場を担う立場にあることを意識し、他の株式上場企業の規範となるよう努めます。

適時開示にあたっては、内容が適時開示の対象となるか否かに関わらず、重要情報は情報開示担当部署が収集出来る体制をとっています。収集された情報は、所要の検討・手続きを経たうえで公表すべき情報は、適時に公表することとしております。

